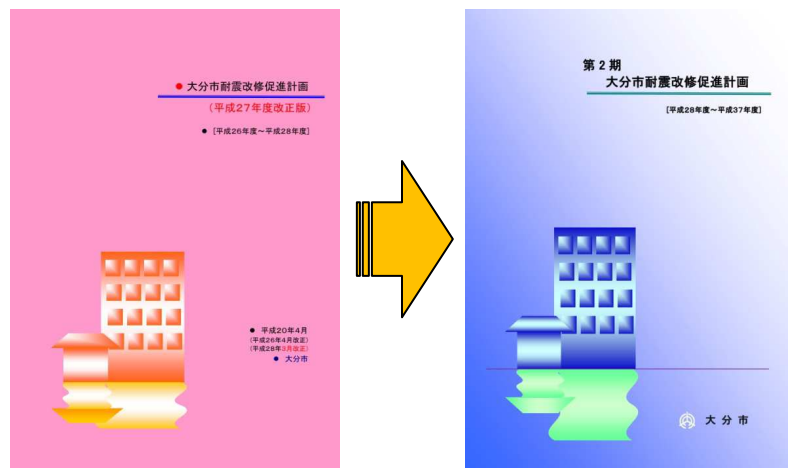


第2期 大分市耐震改修促進計画の主な改正点

本市においては、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、平成20年4月に「大分市耐震改修促進計画」(第1期)を策定し、耐震改修の促進に努めてまいりましたが、平成28年度に計画の期間の満了を迎えることから、PDCAサイクルにより検証を行いました。

検証の結果、今後においても引き続き耐震改修の促進が必要なことから、「第2期 大分市耐震改修促進計画」を策定します。



【主な改正点】

第1章 総則		
1. 計画策定及び改定の背景	(3) 熊本地震の被害状況を追加	・熊本地震の被害状況等の説明を追加した
	(4) 中央防災会議「地震防災対策推進基本計画」等の目標の修正	○上位計画の見直しに伴う目標の修正をした ・「10年後に死者数及び経済的被害額を被害想定から半減させる」⇒「10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させる」 ・「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも90%」⇒「平成32年までに少なくとも95%」 ・「住宅については、平成32年までに耐震化率を95%」⇒平成37年までにおおむね解消
	(6) 本市の状況の修正	・説明文に木造店舗等耐震診断補助事業及び耐震改修補助事業を追加した
	(7) 旧促進計画の検証を追加	・「大分市耐震改修促進計画(第1期)」の計画期間の満了に伴い、PDCAサイクルによる検証を実施し、その結果を項目として追加した
4. 計画期間	4. 計画期間の修正	・「H26年4月11日からH29年3月31日」⇒「H29年4月1日からH38年3月31日」
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標		
2. 耐震化の現状及び目標	(1) 住宅の耐震化目標を修正	・「平成27年度末までに耐震化率を90%」⇒「平成32年度末までに95%」 「平成37年度末までにおおむね解消」 ・表2-2 「住宅の耐震化の現状の推計」をH24年度末からH27年度末へ修正した
	(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標を修正	・「平成27年度末までに耐震化率を90%」⇒「平成32年度末までに耐震化率を95%」 ・表2-3「多数の者が利用する建築物の耐震化の現状」をH24年度末からH27年度末へ修正した
	(3) 本市が所有する公共建築物の耐震化の現状及び目標の継続(※表2-4の修正)	○市有建築物の耐震化目標の継続 ・「平成31年度末までに公共建築物の耐震化を図る」(第1期計画からの継続目標) ・表2-4「本市が所有する公共建築物の耐震化の現状」をH24年度末からH27年度末へ修正した
	(4) 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化目標を修正	・「建築物集合地域通過道路等を指定し、避難路沿道建築物を特定し耐震化を促進します」⇒「建築物集合地域通過道路等の指定に向けた検討を行います」
	(5) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化を追加	○要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化目標を新たに追加した ・「平成37年度末までに要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化を図ります」
第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策		
1. 基本的取り組み方針	1. 基本的取り組み方針	「住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの整備について検討し、耐震化の促進を図ります」と追加した
	(7) 緊急輸送道路等の指定」内容等の修正	・緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路として、県計画に位置付けされていることの説明を追加した。 ・大分県緊急輸送道路ネットワーク計画「緊急輸送道路図」を掲載した
2. 耐震化等を促進するための支援策	(3) 木造店舗等の耐震診断補助金交付制度を追加	・熊本地震を受け、平成28年度に木造店舗耐震診断補助金交付制度を創設したことにより本項目を追加した(診断に係る費用の3分の2以内:上限3万円)
	(4) 木造店舗等の耐震改修補助金交付制度を追加	・熊本地震を受け、平成28年度に木造店舗耐震改修補助金交付制度を創設したことにより本項目を追加した(改修に係る費用の3分の2以内:上限80万円)
	(9) 防災ベッド等の安全対策を追加	・熊本地震を受け、防災ベッド等の設置補助制度の創設を検討していることから本項目を追加した
	(10) 落下物の安全対策	「大規模空間の天井落下の安全対策についても、所有者等への啓発と改善指導に努めます」と追加した
	(13) 耐震改修に対する税制度と融資制度の概要	平成28年時点での日付等の修正を行った
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及		
2. 既存耐震不適格建築物の耐震化促進を目的としたリーフレット等の作成・広報	2. 既存耐震不適格建築物の耐震化促進を目的としたリーフレット等の作成・広報の追加	・本項目については、旧計画では第3章に掲載されていたが今回の見直しで第4章掲載することとした

第5章 既存耐震不適格建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方		
1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施(表 5-1)	(1)耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対する指導等の実施を修正	・耐震診断結果の報告については全ての建築物において完了していることから、文言の一部修正した
2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施	2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施の修正	・文言の一部を修正した
第6章 その他		
1. 計画の検証	1. 計画の検証の修正	・文言の一部を修正した ・見直しイメージ図の追加した
3. 耐震マーク表示制度の活用促進	3. 耐震マーク表示制度の活用促進の追加	・当該制度を積極的に活用し建物利用者等への情報提供を促進するため追加した